

仕様書

1 業務名 令和7年度大分県期間限定アンテナショップ運営業務委託

2 業務の目的

大阪・関西万博を契機としたインバウンドや、関西圏の消費者等に向け、本県の魅力をまるごと関西に持ち込んだアンテナショップを期間限定で出店することにより、本県の県産品の販売に加え、本県の魅力を広く発信し、今後の関西圏における県産品の販路拡大と効果的な観光誘客を目指す。

3 履行期間 契約締結日から令和7年9月30日まで

4 委託内容

(1) アンテナショップの開設

① ショップコンセプト・店舗名

業務目的を踏まえ、独創性があり、訴求力のあるものとする。

② 業務執行場所

K I T T E大阪 2階 Giftpad space（大阪府大阪市北区梅田三丁目2番2号）

※1

③ 開設期間

令和7年8月1日（金）から31日（日）まで（1ヵ月）※1

④ 店舗開店時間

11時から20時までとする。

なお、施設側で営業時間の変更があった場合は、この限りでない。

⑤ 店舗レイアウト・設計（店舗面積：51.72㎡）

業務目的を遂行するために、以下のア～ウの店舗機能を有した効果的なレイアウトを設計のうえ、商品陳列指示書を作成し、施設管理者である株式会社ギフトパッドへ送付すること。また、店舗内の導線を十分に確保したレイアウトとし、設計及び商品の設置、什器の確保等に当たっては県及び施設管理者と協議のうえ決定すること。※2

（ア）県産品の展示・販売コーナー

（イ）県産品の試飲・試食コーナー

（ウ）県の観光情報PRコーナー

⑥ 店舗装飾

当スペースを訪れた消費者等が本県の県産品であると視認できる商品説明の装飾や商品POP等を作成及び設置すること。なお、県のポスターやミニのぼり、観光パンフレット等、県で用意可能なものについては県が提供することとする。※3

※1 ②及び③については、県において調整済み。施設管理者が運営する Giftpad space 店舗内の出店スペースへの出店を、別紙 Giftpad space 出店規約及び誓約事項に同意の上、申込み及び出店規約に基づく契約を行うこと。なお、出店条件及び区画平面図は別紙のとおりとする。施設の利用申込手続、支払業務その他施設の利用に伴う手続及び契約については本業務に含むものとし、出店料、備品使用料、手数料等は、受託者が施設管理者の指定する期日（6月末日予定）までに銀行振り込みの方法により支払うこと。

※2 各コーナーにおける商品の選定及び販売方法等は下記「(2) アンテナショップの運営」、「(3) PR」を参照すること。

※3 業務執行場所である Giftpad space における店舗外観装飾は県が別途対応するため、本委託契約の対象外とする。

(2) アンテナショップの運営

① 商品選定（6月20日（金）までに実施）

選定する商品はK I T T E大阪の客層（主に国内の40代・50代の女性に加え、欧米豪を中心としたインバウンド）を意識した150～200種程度とし、本県の県産品の魅力が十分に訴求できるようPRテーマを検討・決定のうえ、そのテーマに沿った農林畜水産物、加工食品、酒類、工芸品等をバランスよく選定すること。なお、商品選定とPRテーマについては施設管理者及び県と協議のうえ決定すること。

また、来客数が見込まれる週末等にあわせて販売促進のイベントを県が実施できるように商品選定やレイアウトを調整すること。（例）〇〇特集、〇〇販売会

② 商品販売

原則施設管理者への委託販売とする。価格設定は受託者において行うこととし施設管理者及び県と協議のうえ決定すること。酒類の販売については酒類販売業免許に伴う調整が必要なため、別途施設管理者と協議をすること。施設管理者への販売手数料を除く売上の全ては受託者の収入とする。

③ 試飲・試食

販売する商品の他に、一部試飲・試食用の商品及び試食用皿や爪楊枝等の食器類を用意すること。消費者等に対する試飲・試食対応は施設管理者の手配で実施する。試飲・試食を実施する県産品については施設管理者及び県と協議のうえ決定すること。

④ POS 登録用販売商品登録フォーマット作成（7月11日（金）までに実施）

施設管理者から指定された様式で販売商品登録フォーマットを作成すること。

⑤ 商品発送

(ア) 初回の納入について

原則、常温商品は販売開始1週間前着（7月25日（金））とし、冷凍冷蔵商品については、販売開始当日（8月1日（金））の午前中着とすること。なお、商品発送

にかかる運送費は受託者の負担とする。

(イ) 在庫確認について

施設管理者から提供される在庫確認情報及び商品追加発注への対応をすること。

なお、商品の追加発送にかかる運送費は受託者の負担とする。

(ウ) 販売終了後について

アンテナショップでの販売終了後（８月３１日（日））の在庫商品については、施設管理者から受託者へ返送作業を行う。商品の返送にかかる運送費は受託者の負担とする。

(３) PR

商品陳列やPOP等は、県産品及び観光情報の魅力が消費者等に容易に伝わり、購入を促すように工夫すること。また、店舗での購入以外の面で波及効果が見込まれるPOP等の設置（例：県公式オンラインサイトや県の観光案内サイトへ誘導する二次元コードのPOP、商品の説明動画を放映するためのタブレットやスピーカー等）は県と協議のうえ決定すること。

(４) 損害保険、損害賠償

- ① 業務期間中に発生した対人事故、対物事故についての補償を行う保険に加入することとし、その保険料は委託料に含まれる。
- ② 受託者が、故意又は過失により店舗、備品等を損傷し、又は滅失したときは、受託者の負担により原状回復すること。
- ③ 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

５ 成果物（報告書）等

- (１) 事業実施結果報告書（A4版）電子媒体１部
- (２) 提出場所 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課
- (３) 提出期限 令和７年９月３０日

６ その他

(１) 業務実施にあたっての留意事項

- ① 受託者は、業務の実施にあたっては、県と十分に協議・連絡を取り合い、県の指示及び監督を受けること。
- ② 各業務上で必要となる権利の使用や転載許諾などに関する事項については、全て受託者の責任において行うこと。
- ③ 本業務に関連して第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合で、当該申し立てが受託者の責めに帰すべき事由によるときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

④ この仕様書に定めのない事項等については、別途協議し決定する。

(2) 業務の実施体制

- ① 本業務の実施に当たり、十分な経験を有する業務全体を統括する責任者を置くこと。
- ② 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制表を作成し、県へ提出すること。
- ③ 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に県へ口頭もしくは書面で報告すること。
- ④ 県が天災等により、事業の中止または縮小を決定した場合においては、契約金額の範囲内で、県は、実施に要した経費をもとに受託者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。
- ⑤ その他、実施内容について疑義が生じた事項については、必要に応じて県と協議して定めるものとする。

Giftpad space 出店規約

本規約は、株式会社ギフトパッド（以下、「ギフトパッド」といいます。）が運営する『Giftpad space』において、ギフトパッドが出店者に出店スペースを利用させるサービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、ギフトパッドと出店者との間の契約（以下「本出店契約」といいます。）関係について定めるものです。出店者は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいたうえで、本サービスに申し込み、ご利用いただくものとします。

第1条 出店申し込み

1. 出店者は、本規約と所定の出店申込書を確認し同意の上、ギフトパッドに対して出店申込書を提出し、出店契約の申込みを行うものとします。
2. 出店申込書において出店料金が課されている場合、ギフトパッドは、出店者からの出店申込書を受領後、出店者に対し、出店料金の請求書を発送します。出店者は指定する期日までに銀行振り込みの方法により出店料金を支払うものとします。
3. 出店契約において代理店が介在している場合、前項のギフトパッドからの出店料金の請求書は代理店に発送し、代理店は指定する期日までに銀行振り込みにより支払うこととします。
4. ギフトパッドが、当該申し込みを承認した時点をもって、ギフトパッドと出店者の間で出店契約が成立するものとします。
5. 出店契約成立後、出店手続を完了させるために、出店者は、出店前に、所定の申込書により取引先登録を事前登録するものとします。

第2条 契約期間

本出店契約の契約期間は、第1条に定める契約成立の時から、出店終了後、出店者のギフトパッドに対するすべての金銭の支払い義務の履行が完了し、かつ出店者の諸設備並びに什器備品及び商品等を『Giftpad space』から搬出するまでとします。

第3条 出店期間及び出店スペース

出店者の出店期間及び出店スペースは、ギフトパッドの承認した出店申込書のとおりとします。

第4条 信用保持

『Giftpad space』における出店者の商品販売は、全てギフトパッドが出店者を代理して行うものであることから、出店者は常にギフトパッドの信用保持に最大限の注意を払わなければなりません。

第5条 対価

1. 出店者は、ギフトパッドに対し、各月 1 日から末日までの間に『Giftpad space』で出店者が出店した商品（以下「本商品」といいます。）の販売代金に、出店申込書記載の販売手数料率を乗じた金額(税別))を毎月の販売手数料として支払います。
2. 出店者は、ギフトパッドに対し、本商品の販売代理権及び代金の受領代行権限を付与するものとし、ギフトパッドは、本商品の販売代金を出店者に代わり受領し、前項に定める販売手数料を控除して出店者に支払います。
3. ギフトパッドは、各翌月末日までに、当月分の販売代金を、同月分の販売手数料を控除した上で、出店申込書記載の金融機関口座に振り込んで支払います。なお、振込手数料は出店者の負担とし、一律 300 円を振り込み時に控除いたします。
4. 前項にかかわらず、ギフトパッドは、出店者に対する支払予定金額の合計が 1,000 円以上となる月の翌月末日まで、支払予定金額の支払を留保できるものとします。但し、支払予定金額の合計が 1 円以上 1,000 円未満となる月が 3 ヶ月間連続した場合には、ギフトパッドは、3 ヶ月目の翌月末日までに未払の支払予定金額全額の支払を行うものとします。なお、本項の規定により支払が留保された支払予定金額に、利息は生じないものとします。
5. 出店者とギフトパッドとの間における本契約が終了した場合、ギフトパッドは、当該終了日が属する月の翌月末日までに未払の支払予定金額全額の支払を行うものとします。

第6条 設備・人件費

1. 販売に要する既定の諸設備・器具に関する費用・人件費は、ギフトパッドの負担とします。
2. 既定の設備以外が必要な場合、当該設備については別途、出店者とギフトパッド間で対応を協議するものとします。

第7条 包装紙

出店者の商品販売において使用する包装紙、レジ袋等は、ギフトパッドが指定したものを使用します。

第8条 商品の登録

1. 出店者は本商品について、事前にギフトパッドが定める一定の情報（以下「商品情報」といいます。）をギフトパッド指定の方法により申請し、ギフトパッドの承認をもって登録をすることで、『Giftpad space』で販売が可能となります。ギフトパッドが承認しない商品の例としては、商品が下記の事由に該当する場合があります。
 - (1) 過去に本規約違反等により、ギフトパッドから利用停止等の処分を受けている場合
 - (2) 登録データに虚偽の記載または記入漏れがあるとき
 - (3) 法令又は本規約に違反するおそれがあるとギフトパッドが判断した場合
 - (4) 公序良俗に反するおそれがあるとギフトパッドが判断した場合
 - (5) 事業以外で生産・販売を行っているとギフトパッドが判断した場合
 - (6) その他、ギフトパッドが登録を適当でないと判断した場合

2. ギフトパッドは、出店者に対し、本商品の販売がギフトパッドの信用を害し、又はその営業方針に反するおそれがある場合は、商品の変更、品質、価格の改訂その他必要な措置を要求することができ、出店者は必要な措置を講じるものとします。
3. 出店者は、商品情報について、常に真実かつ正確な内容を反映するものであるように適宜修正しなければなりません。
4. 出店者は、本商品の広告及び商品説明等について『Giftpad space』の顧客に誤認を与える表示をしてはならないものとします。
5. 出店者は、特別な保管方法（冷蔵・冷凍を含みますがこれらに限られません。）が必要な商品を原則登録できないものとします。ただし、別途、ギフトパッドの承諾を得た場合はこの限りではないものとします。

第9条 商品の販売

1. 出店者は、ギフトパッドが承認した場合、ギフトパッドの監督のもとに、ギフトパッドが運営する『Giftpad space』において、商品の販売のための接客を行うことができます。
2. 出店者は、販売する商品をギフトパッドが指定した日時と場所に、納品書と共に納品するものとします。また、納品時や搬出時の送料等は出店者の負担とします。
3. 出店者の在庫については、ギフトパッドが保管する量や保管方法を、別途協議するものとします。
4. 出店者は、『Giftpad space』で販売する商品等に関する問い合わせ又は苦情等に関して、ギフトパッドと連携し、自己の責任において対応するものとします。
5. 出店者は、関連法令（食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、個人情報保護法を含みますが、これらに限りません。）を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって販売を行うものとします。特に、食品の衛生管理については法令に基づき細心の注意を払うものとします。

第10条 出店者の提供素材

1. 出店者が販売する商品の写真素材や POP 等はギフトパッドが『Giftpad space』の販売促進活動において自由に利用できるものとします。なお、出店者が提供する写真素材や POP 等は、著作権その他の第三者に対する権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限りします。
2. これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出店者は自己の責任と費用負担のもと解決することとし、ギフトパッドは一切の責任を負いません。また、ギフトパッドは素材利用に関してのロイヤリティ、およびライセンスフィーその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いはしないものとします。

第11条 オプション

出店契約書に記載のオプション（人流解析、Giftpad egift 等）については、別途それぞれの契約

書や利用規約書に従うものとします。

第 1 2 条 出店スペースの装飾等

1. 出店スペースの装飾は、契約するスペースの大きさや高さを越えて行ってはなりません。
2. 強い光・熱・臭気・音を放つなど、他社の出店者の迷惑となる装飾については、行ってはなりません。
3. 前2項に反した場合、ギフトパッドは出店者による商品の販売を停止することができます。

第 1 3 条 出店者による試食の開催

出店者は、出店スペースで試食イベントを行う場合、食品表示や食品衛生、薬事法等の関係法令を遵守の上、別途、マニュアルに応じるものとします。

第 1 4 条 廃棄物処理

1. 出店者は、廃棄物の処理について、『Giftpad space』がある施設（KITTE）側で廃棄可能な廃棄物については、ギフトパッドが独自の判断で廃棄することに同意します。
2. ギフトパッドは、前項に従い廃棄した廃棄物については、出店者に廃棄に係る費用を請求しません。
3. 前2項以外の廃棄物については、出店者とギフトパッド間で協議の上、対応を決定するものとします。

第 1 5 条 出店スペースの変更等

ギフトパッドにおいて、『Giftpad space』運営の都合上、売場・設備の変更が必要となった場合には、協議の上、出店者はこれに応じるものとします。

第 1 6 条 損害賠償

1. ギフトパッドは、本サービスに関し、ギフトパッドの故意または重大な過失によって出店者に損害を与えたときに限り、出店者に生じた通常かつ現実の損害について、賠償するものとします。
2. 出店者は、本サービスを利用したことに起因して（ギフトパッドがかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。）、ギフトパッドが直接的もしくは間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合、ギフトパッドの請求にしたがって直ちにこれを補償しなければなりません。

第 1 7 条 契約上の地位の移転等の禁止

出店者はギフトパッドの承諾なくして、本契約上の地位を第三者に譲渡し、又は第三者をして本契約に係る業務の全部又は一部を行わせてはなりません。

第18条 反社会的勢力の排除

1. 出店者は、自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (6) その他前各号に準ずる者
2. 出店者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本規約に基づく取引等に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてギフトパッドの信用を毀損し、又はギフトパッドの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. ギフトパッドは、出店者が前第2項の一にでも違反した場合は、本サービスの提供を停止し、本契約を解除することができるものとします。
4. ギフトパッドは、前項に基づく本サービスの停止又は解除により利用者等が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとし、出店者は、ギフトパッドが被った損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第19条 中途解約

1. 出店者は、中途解約希望日の3か月前までに相手方に対して書面で通知を行い、ギフトパッド所定の手続を経ることにより、本サービスを解約することができます。
2. ギフトパッドは、第1項の中途解約希望日において、出店者の契約期間残存月数が1か月以上ある場合、残存月数分の出店料金（オプション料金を含んだ税込金額。）に出店申込書記載の中途解約料率を乗じた金額を出店者に返還します。

第20条 解約

1. 出店者について次の各号の一に該当する事由が生じたときは、ギフトパッドは直ちに本契約を解約することができます。
 - (1) ギフトパッドの信用を毀損する行為があったとき
 - (2) ギフトパッドに対して直接・間接に損害を及ぼす行為があったとき
 - (3) ギフトパッドの合理的な監督・指示に従わないとき
 - (4) 出店者が経営を継続することが不可能であるとギフトパッドが認めたとき
 - (5) その他本契約の条項に違反したとき
2. 出店者が上記に該当し、ギフトパッドが契約を解約したことにより、出店者または第三者に損害が発生した場合でも、ギフトパッドは一切責任を負いません。

第21条 出店終了後の措置

1. 出店者は、ギフトパッドに対する支払いを全て完了するまでは、出店者の諸設備並びに什器備品及び商品等をギフトパッドの承諾なく持ち出すことはできません。
2. 出店者がギフトパッドに対する支払を完了したとき、またはギフトパッドが求めたとき、出店者は直ちに『Giftpad space』内の出店者の諸設備並びに什器備品及び商品等の一切を搬出しなければなりません。なお、商品の搬出にかかる費用は出店者の負担とします。

第22条 商品の滅失等

1. ギフトパッドは出店者からお預かりした商品について、善良なる管理者の注意をもって管理します。
2. 出店者からお預かりした商品について滅失、毀損等があった場合において、ギフトパッドに故意または重大な過失がない限り、ギフトパッドは当該滅失、毀損等について責任を負いません。

第23条 保険

出店者はギフトパッドが『Giftpad space』内の商品に付保した一切の保険に関し、何らの請求権を有しないことを確認します。

第24条 免責

出店者は、以下の各号の損害について、ギフトパッドを免責することに同意します。

- (1) 『Giftpad space』内で発生した盗難、事故、故障、火災、天災、雨漏りに関する損害
- (2) 『Giftpad space』を、ギフトパッドの責めによらない事由により利用できなかった場合および当日途中から利用できなくなった場合の、営業保証、逸失利益、交通費、人件費など一切の損害
- (3) 出店者が、他の出店者や第三者に対して与えた損害（出店者の自損を含みます。）

第25条 借地借家法の不適用

ギフトパッドと出店者は、本契約には借地借家法の適用がないことを相互に確認します。

第26条 専属的合意管轄

本サービスに起因または関連して出店者とギフトパッドとの間に生じた紛争の第一審又は調停の管轄は、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第27条 準拠法

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第28条 規約の変更

1. ギフトパッドは、いつでも本規約を変更できるものとします。
2. ギフトパッドが本規約を変更する場合は、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容および変更後の本規約の効力発生日その他の事項を、ギフトパッドのウェブサイトにおける表示その他の方法により告知または表示するよう努めます。
3. 変更後の本規約は、効力発生日からその効力が生じます。
4. 本規約の変更があった場合、出店者は、本規約の変更後も引き続き本サービスを利用することにより、当該変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第29条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、本サービスに関連して、ギフトパッド又は出店者が、相手方より書面（電磁的方法を含みます。以下、本条において同じ。）、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、以下の各号に該当するものは、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
 - (2) 相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
 - (6) ギフトパッド及び出店者は、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、ギフトパッド又は出店者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要

請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。

3. 本条の秘密保持義務は、本契約終了後も1年間存続するものとします。

2024年5月29日 制定

社ギフトパッドが運営するGiftpad space店舗内の出店スペースへの出店を、Giftpad space出店
上、申し込みいたします。なお、本申込書を株式会社ギフトパッドが受領後、ギフトパッドが
のとりの契約が成立することとします。

	年	月	日
		登録番号	T
印			
役職名		氏名	
ナ			
役職名		氏名	
		携帯TEL	
野			
関する部署名		担当者名	
印			
役職名		氏名	
役職名		氏名	
		携帯TEL	

お申込み	出店料金 のお支払	出店の 確定	商品登録	販促デー タの確認	販売商品 の発送	出店
------	--------------	-----------	------	--------------	-------------	----

申込内容 ※別紙のspace名称を参照ください。

	スペース名		期間		料金	
	出店開始希望日		年		月	
	スペース名		期間		料金	
	出店開始希望日		年		月	
販売手数料		% 支払いタイミングは、Giftpad space出店規約に記載の通り				
中途解約		% ※				

オプション		Giftpad egiftへの販売申し込み	
		その他	
		その他	

オプションはいずれも、別途契約書等に同意いただく必要があります。なお、Giftpad egiftへの掲載期間は出店開始から
か月間※とします。※egiftの交換期限が6か月間あるため、販売終了後6か月間は交換があった際に出荷の対応が必要と

※中途解約についてGiftpad space利用規約を参照ください。

備考

--

振込先 ※出店規約 第5条対価のお振込先

銀行名		支店名	
種別	普通・当座	口座番号	
口座名義（カナ）			

株式会社ギフトパッド 記入欄 -----

出店料金支払日（目安：出店の約3か月前）		年		月	
----------------------	--	---	--	---	--

上記の申し込みについて、Giftpad spaceの出店を承りました。

年 月 日

株式会社ギフトパッド

〒550-0015 大阪府大阪市西区南堀江3-9-13 堀江家具WESTビルディング4F

TEL：06-6507-7500

担当者
